

資料編

- 1 荒川区清掃審議会答申（概要）
- 2 荒川区清掃審議会審議経過等
- 3 荒川区清掃審議会委員名簿
- 4 荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（抄）
- 5 区内清掃・リサイクル施設
- 6 総排出量・総ごみ量・資源回収量・リサイクル率の将来予測
- 7 用語集

1 荒川区清掃審議会答申（概要）

（1）計画見直しの背景

平成24年3月に策定された荒川区一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成24年度から平成33年度まで）から5年経過した平成28年度に、これまでの計画の達成状況（平成26年度は区民1人1日当たりの総ごみ量及び総排出量は目標値達成。資源回収量及びリサイクル率については目標値達成せず）や、本区を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、一般廃棄物処理基本計画の見直しについて検討した。

（2）現状と課題

現状（平成26年度）

総排出量 平成22年度比6.2%減少

総ごみ量 同6.4%減少

リサイクル率 16.5%（同0.1ポイント減少・ほぼ横ばい）

課題

ごみの排出抑制の促進

- ・発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の優先
- ・可燃ごみの約半数を占める生ごみの減量

リサイクルの更なる充実

- ・資源回収量及びリサイクル率の向上
- ・あらかわりサイクルセンターを最大限活用
- ・可燃ごみに含まれる資源回収品目（紙類・古布）、不燃ごみに含まれる資源回収品目（びん・缶・小型家電）の適正分別の徹底
- ・不燃ごみや粗大ごみの資源化
- ・事業系の資源回収システム（区収集では登録制・区以外では古紙等のリサイクルシステム等）の浸透

区民の参画と協働

- ・質の高い循環型社会の実現に向けて、区民意識の高揚と、積極的な参画協働の推進
- ・普及啓発等における区民との協働
- ・ごみ減量・リサイクル事業を担う次世代への啓発

適正排出の推進

- ・ 区民や事業者に対しての不適正排出の是正
- ・ 効率性や環境に配慮した収集運搬体制の確保
- ・ 水銀が含まれている廃棄物の収集及び処分方法の検討
- ・ 自然災害発生時のがれきやし尿の処理方法の検討

(3) 基本理念

基本理念 環境区民による質の高い循環型社会の構築

「最適生産・最適消費・最少廃棄」社会に向け、環境区民（「区民・事業者・区」の総称）が一体となり、明確な目標と強い問題意識を持ち、持続可能な質の高い循環型社会を今後も目指していく必要がある。

(4) 基本方針の見直し及び新基本方針

今回の見直しでは、これまでの基本方針をさらに充実させ、新たに4つの基本方針に再編し、施策や事業を展開していく必要がある。

【荒川区一般廃棄物処理基本計画の策定時（平成23年度）に掲げた基本方針】

- ・ **基本方針1** 環境区民による協働の推進
- ・ **基本方針2** Rの充実によるごみ減量の推進
- ・ **基本方針3** 適正処理の推進



【荒川区一般廃棄物処理基本計画の見直しに向けて掲げた新基本方針】

基本方針1 排出抑制の促進

基本方針2 リサイクルの推進

基本方針3 参画と協働体制の推進

基本方針4 適正排出の推進

(5) 重点施策

以下の4点を重点的に実施すべきである。

- ・可燃ごみの約半数を占める生ごみ（厨芥類）の減量
- ・不燃ごみ・粗大ごみの資源化
- ・環境教育の充実及び学習の機会拡大
- ・清掃事業における適正排出の推進

(6) 計画の目標

平成33年度の目標値は、引き続き現行計画目標値とし、実現を目指すものとする。

平成33年度に目標を達成するために、資源回収量を増やし、総排出量に占める総ごみ量と資源回収量の比率を変えていく必要がある。

排出抑制の目標値

【指標】

1人1日当たりの総排出量（総ごみ量＋資源回収量）

〔総排出量（総ごみ量＋資源回収量）／人口（年度内4月1日現在）〕

【目標値】

平成33年度の目標値（1人1日当たり）は800gとし、総排出量を16.7%（160g）削減します（平成22年度比）

ごみ減量化の目標値

【指標】

1人1日当たりの総ごみ量（資源回収量を除く。）

〔総ごみ量（資源回収量を除く。）／人口（年度内4月1日現在）〕

【目標値】

平成33年度の目標値（1人1日当たり）は600gとし、総ごみ量を25%（200g）削減します（平成22年度比）

リサイクル推進の目標値

【指標1】

1人1日当たりの資源回収量（総ごみ量を除く。）

〔資源回収量（総ごみ量を除く。）/人口（年度内4月1日現在）〕

【目標値】

平成33年度の資源回収量の目標値（1人1日当たり）を200gとします

1人1日当たり40gの更なる資源化（平成22年度比）

【指標2】

リサイクル率

〔資源回収量 ÷ (総ごみ量 + 資源回収量) × 100〕

【目標値】

平成33年度のリサイクル率（総ごみ量より算出）を25%とします

1人1日当たり8.6ポイントの更なる資源化（平成22年度比）

(7) 循環型社会の実現に向けた具体的な施策

基本方針1 排出抑制の促進

資源化の前に、発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）等によりごみの量を減らすことが重要である。

施策 家庭ごみの削減

- ・ 生ごみ減量や食品ロスの削減（区報等での周知やイベントでのPR活動）
- ・ 食品ロスを減らすためのレシピやアイデアの募集
- ・ 家庭ごみ有料化の検討

施策 事業系ごみの削減

- ・ 宴会時のコース料理食べ切り（30・10運動）の声掛け、小盛メニューの案内を実施する店舗の募集や紹介

施策 再使用（リユース）の推進

- ・ 再使用（リユース）に関する普及啓発
- ・ 修理や部品交換を行うなど物を長く使用するための普及啓発

基本方針2 リサイクルの推進

排出抑制の取組を行っても、なお排出されるものについては、コストや環境負荷に配慮しながら、可能な限り資源としてリサイクルを推進していく必要がある。

施策 資源回収方法の拡充

- ・ 不燃ごみや粗大ごみの資源化
- ・ 新たに資源回収する品目（廃食油・蛍光灯等）の積極的回収

施策 資源化の更なる徹底

- ・ あらかわりサイクルセンターの安定的稼働
- ・ 可燃ごみや不燃ごみとして出されている資源回収品目の適正排出の強化

施策 事業系リサイクルの推進

- ・ 既存のリサイクルシステムの活用及び自主的なリサイクルシステムの構築の働きかけ

基本方針 3 参画と協働体制の推進

環境教育等の普及啓発活動を実施していくことが重要である。

また、ごみ減量・リサイクル事業を区民・事業者と共同で推進していく体制を築く必要がある。

施策 未来につながる環境教育・環境学習

- ・園児・小学生に対する環境教育・環境学習（食品ロス削減含む）
- ・あらかわりサイクルセンターを活用した環境教育・環境学習

施策 地域に根差した参画と協働の推進

- ・地域におけるごみ減量・リサイクル推進を担う「3Rリーダー」の養成
- ・地域住民の参画によるごみ減量・リサイクル推進のための作戦会議の実施

施策 清掃・リサイクル情報の「見える化」

- ・ごみ量や清掃・リサイクル事業に係る経費の見える化
- ・食品ロス削減に取り組む優良事業者の事例紹介

基本方針 4 適正排出の推進

区民・事業者が適正にごみを排出するよう推進していく必要がある。

また、効率性や環境に配慮し荒川区の地域特性を踏まえたきめ細やかな収集・運搬体制を推進していくべきである。

施策 清掃事業の適正な運営

- ・排出されたごみの適正処理
- ・水銀を含む廃棄物の回収方法の検討・実施
- ・災害廃棄物処理計画の策定

施策 家庭ごみの適正排出の推進

- ・不適正排出者への指導助言
- ・ごみや資源を自分で出すことの困難な区民に対しての特別な配慮の検討
- ・単身者、転入者、外国人を対象としたごみ資源の出し方及び分別の周知

施策 事業系ごみの適正排出の推進

- ・中規模事業所等への適切な指導助言の実施
- ・不適正排出事業者への指導助言

(8) 計画の推進体制

推進体制

4つの基本方針に基づき、区民・事業者・区の協働により各施策を推進し、理念の達成を目指していくことが求められる。

環境区民（「区民・事業者・区」の総称）の役割と協働のしくみ

区民の役割

- ・ごみの排出ルールやマナーの順守
- ・ごみの排出抑制や資源リサイクルに関する意識の向上
- ・資源の集団回収などの担い手
- ・廃棄物についての理解及びごみ減量への積極的な参加

事業者の役割

- ・廃棄物処理法による排出事業者責任に基づく適正処理
- ・事業活動におけるごみの排出抑制やリサイクルの更なる推進
- ・経営の観点からのごみ減量に関する意識付け

区の役割

- ・「荒川区役所環境配慮率先行動プラン」の実践
- ・ごみの発生から処理・処分までの全体調整
- ・ごみの減量化や再資源化の推進
- ・ごみ減量やリサイクルに関する情報提供及び普及啓発活動の実施
- ・清掃事業の主体としてのごみ収集運搬の実施及び適正排出の促進
- ・国などへの制度改善などの継続的な働きかけ

荒川区清掃審議会

区民・事業者・区・学識経験者等の代表により構成される「荒川区清掃審議会」のなかで、循環型社会の実現に向けた課題や課題に対する基本的な考え方を審議し、環境区民間での相互理解を高め、区の施策に反映していく必要がある。

計画の進行管理

目標を達成するために、達成状況の客観的な評価を行いながら改善を図り計画的・効率的に実施していく必要がある。

また、区のホームページなどで積極的に情報を公表し、環境区民の協働による計画の着実な推進を図っていく必要がある。

さらに、本計画を推進するとともに、他の施策との整合性を図る必要がある。

2 荒川区清掃審議会審議経過等

(1) 荒川区清掃審議会

回	開催日	主な議題・内容
平成26年度 第1回	平成27年 3月16日	会長及び副会長選任 荒川区の清掃・リサイクル事業の現状 荒川区一般廃棄物処理基本計画の進捗状況
平成27年度 第1回	平成27年 8月 3日	諮問 ごみ排出原単位等実態調査の結果 現行の荒川区一般廃棄物処理基本計画の施策の分析 あらかわりサイクルセンター整備状況
平成27年度 第2回	平成27年11月25日	課題の検討
平成27年度 第3回	平成28年 3月10日	課題の検討 荒川区一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する基本的な考え方について(答申案)
平成28年度 第1回	平成28年 5月16日	課題の検討 荒川区一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する基本的考え方について(答申最終案)
答申	平成28年 9月 1日	荒川区一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する基本的な考え方について(答申)

(2) パブリックコメント

実施期間 平成28年12月12日～平成28年12月26日

意見提出者数及び意見総数 18名、 48件

3 荒川区清掃審議会委員名簿

(任期：平成26年12月1日から平成29年3月31日の間)

区分	氏名	所属団体及び委嘱期間
学識 経験者	会長 平 修久	聖学院大学副学長・聖学院大学政治経済学部教授 (平成26年12月1日から)
	副会長 崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー (平成26年12月1日から)
区議会 議員	鳥飼 秀夫	荒川区議会議員 (平成27年7月1日から)
	菅谷 元昭	荒川区議会議員 (平成28年6月21日から)
	松田 智子	荒川区議会議員 (平成28年6月21日から)
	相馬 堅一	荒川区議会議員 (平成27年7月1日から)
	清水 啓史	荒川区議会議員 (平成28年6月21日から)
	斎藤 泰紀	荒川区議会議員 (平成27年7月1日から平成28年5月27日まで)
	菊地 秀信	荒川区議会議員 (平成27年7月1日から平成28年5月27日まで)
	瀬野 喜代	荒川区議会議員 (平成26年12月1日から平成28年5月27日まで)
	明戸 真弓美	荒川区議会議員 (平成26年12月1日から平成27年5月26日まで)
	小坂 眞三	荒川区議会議員 (平成26年12月1日から平成27年5月26日まで)
	中村 尚郎	荒川区議会議員 (平成26年12月1日から平成27年5月26日まで)
	横山 幸次	荒川区議会議員 (平成26年12月1日から平成27年5月26日まで)
区民・ 事業者	横山 しげ子	荒川区女性団体の会会計 (平成28年12月1日から)
	阿久津 敬子	荒川区女性団体の会前会長・尾久母の会会長 (平成26年12月1日から平成28年11月30日まで)
	大久保 信隆	荒川区リサイクル事業協同組合理事長 (平成26年12月1日から)
	大木 武司	東京青年会議所荒川区委員会次期委員長 (平成28年12月1日から)
	中野 伸一	東京青年会議所荒川区委員会元委員長 (平成26年12月1日から平成28年11月30日まで)
	瀬口 高雄	荒川区環境清掃推進連絡会会長・尾久東部町会連合会会長 (平成28年12月1日から)
	木内 輝男	荒川区環境清掃推進連絡会前会長・町屋町会連合会会長 (平成26年12月1日から平成28年11月30日まで)
	安田 正義	荒川区商店街連合会監事 (平成26年12月1日から)
	湯田 啓一	東京商工会議所荒川支部副会長 (平成26年12月1日から)
和田 美奈子	公募区民委員 (平成26年12月1日から)	
区職員	佐藤 安夫	荒川区副区長 (平成26年12月1日から)

任期は荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例により、2年間(委員が欠けた場合の任期は前任者の残任期間)

区議会議員委員は年に1度委員の改選を行っている。

4 荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（抄）

第1章 総則 第1節 通則

（荒川区清掃審議会）

第7条 一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項について調査審議するため、荒川区清掃審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 区長は、一般廃棄物の減量及び処理に関する基本方針その他の重要事項の決定に当たっては、審議会に諮るものとする。

3 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

（1）一般廃棄物の減量及び処理の基本方針に関すること。

（2）その他重要な事項に関すること。

4 審議会は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する重要事項に関して、区長に意見を述べることができる。

5 審議会は、学識経験者、区議会議員、区民、事業者等のうちから区長が委嘱又は任命する委員15人以内をもって組織する。

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が定める。

5 区内清掃・リサイクル施設

(1) 収集・運搬施設

施設名	所在地	開設年月日	事業内容	敷地面積 延床面積
荒川清掃事務所	町屋 5-19-1	昭和22年4月	収集作業全般	1,854.83㎡ 1,818.60㎡
南千住清掃車庫	南千住 4-1-8	平成12年4月	直営清掃車の管理	1,900.00㎡ 1,118.32㎡

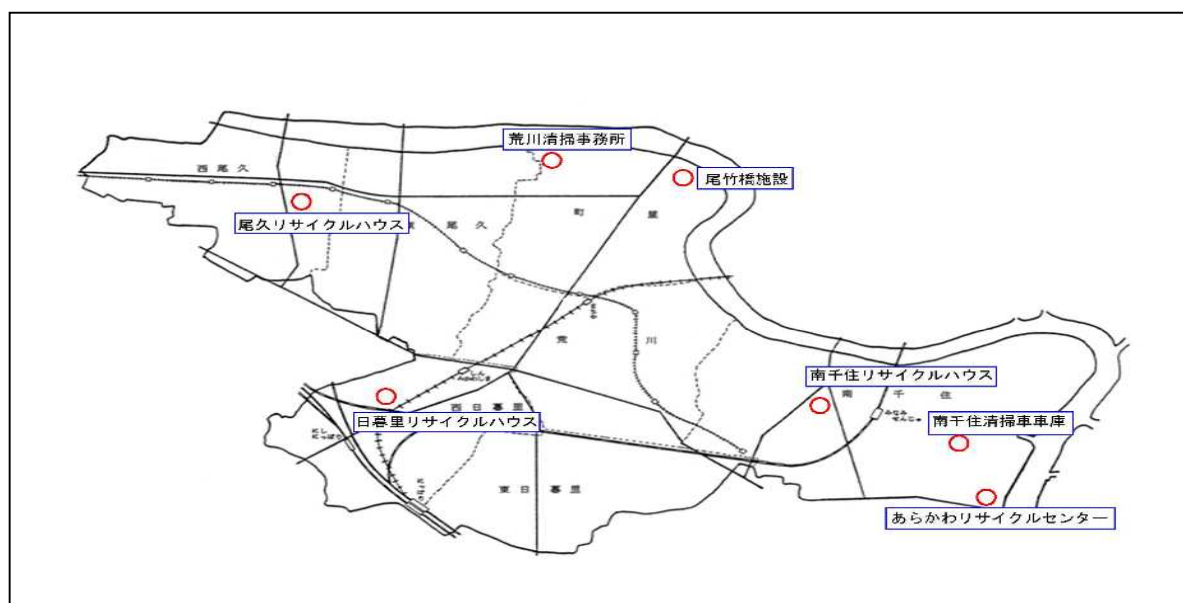
(2) 資源中間処理・普及啓発施設

施設名	所在地	開設年月日	事業内容	敷地面積 延床面積
あらかわり リサイクルセンター	南千住 3-28-69	平成28年10月	資源の中間処理及び びRの普及啓発事業	1,999.36㎡ 1,580.94㎡

(3) リサイクル関連施設（あらかわりリサイクルセンターを除く）

施設名	所在地	開設年月日	事業内容	敷地面積 延床面積
尾竹橋施設	町屋 7-16-21	昭和28年 3月	家具のリサイクル 会場、倉庫	3,235.85㎡ 553.91㎡
南千住 リサイクルハウス	南千住 5-39-20	平成10年 3月	資源（集団回収） の一時保管場所	300.00㎡ 38.22㎡
尾久 リサイクルハウス	西尾久 2-28-14	平成 9年11月		60.00㎡ 41.40㎡
日暮里 リサイクルハウス	西日暮里 6-40-8	平成 6年 3月		135.30㎡ 62.37㎡

区内リサイクル施設一覧



あらかわりサイクルセンター

平成28年10月10日にあらかわりサイクルセンターが開設されました。

1階では資源（びん・缶・ペットボトル・食品用トレイ）の中間処理を、2階では工房・教室などの普及啓発事業を実施しています。

左：あらかわりサイクルセンター外観

右：あらかわりサイクルセンター案内図



1階 資源（びん・缶・ペットボトル・食品用トレイ）の中間処理（破碎・圧縮）



2階普及啓発エリア（中間処理見学通路・パネル展示・工房等）



中間処理の見学や、廃食油を使ったキャンドル作りなどの普及啓発を行っています。

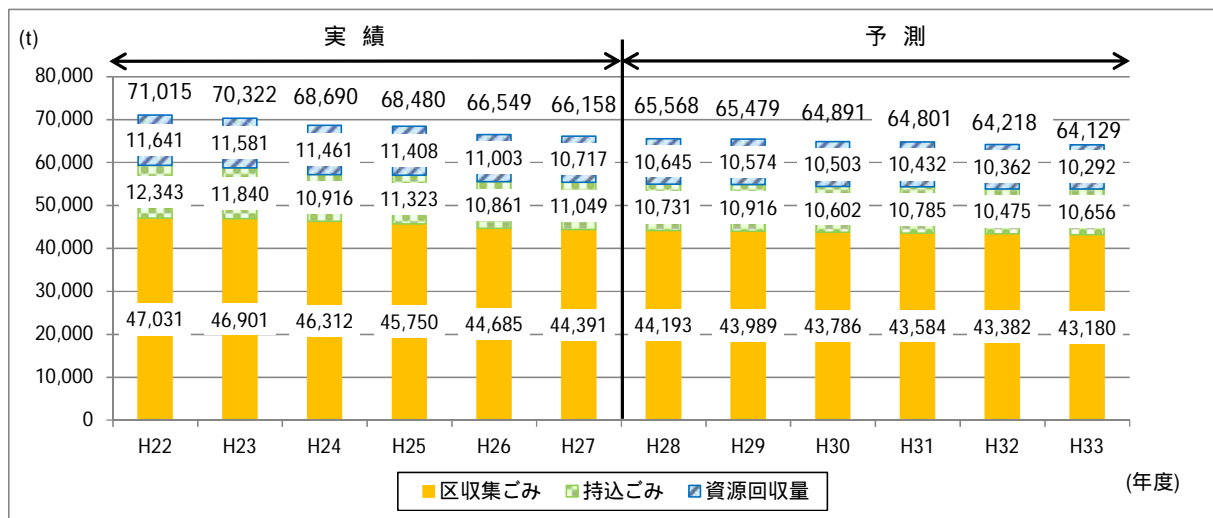
6 総排出量・総ごみ量・資源回収量・リサイクル率の将来予測

(新たな対策をせずに、現状のまま推移すると仮定した場合)

総排出量の将来予測

総ごみ量と資源回収量を合計した総排出量は、平成27年度実績で66,158tとなっています。このまま推移したと仮定すると、平成28年度では65,568t、平成33年度で64,129tとなると予測されます。

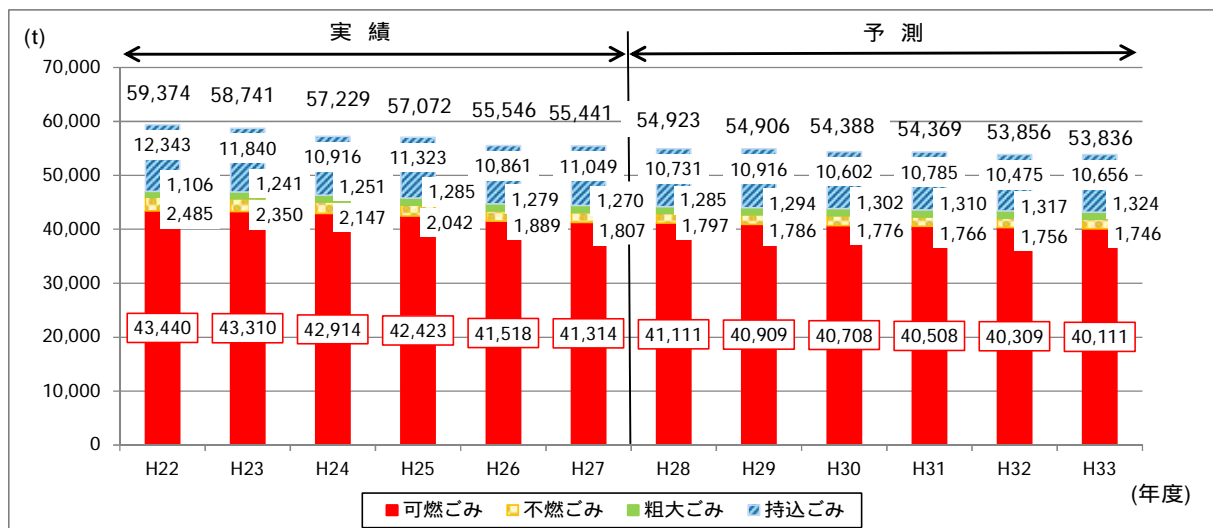
総排出量の将来予測図



総ごみ量の将来予測

総ごみ量(区収集ごみ(可燃・不燃・粗大)持込ごみ)の合計は、平成27年度実績で55,441tとなっており、このまま推移したと仮定すると、平成28年度では54,923t、平成33年度で53,836tとなると予測されます。

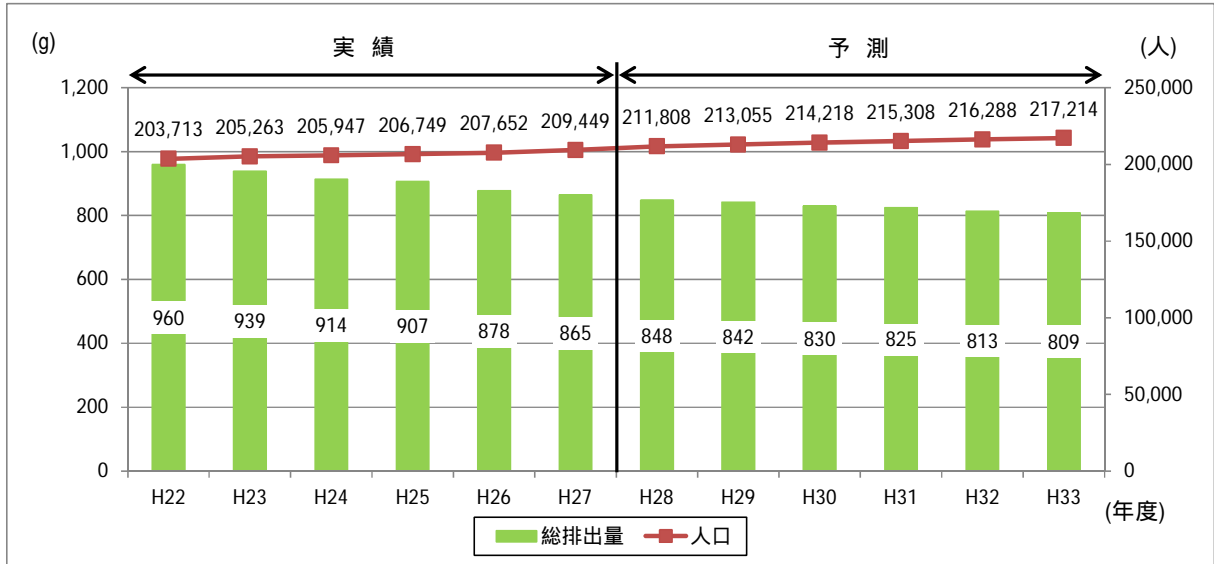
総ごみ量の将来予測図



総排出量（1人1日当たり）の将来予測

平成27年度の総排出量を1人1日当たりに換算すると865gとなっており、このまま推移したと仮定すると、資源回収量の減少により、平成28年度では848g、平成33年度で809gとなると予測されます。

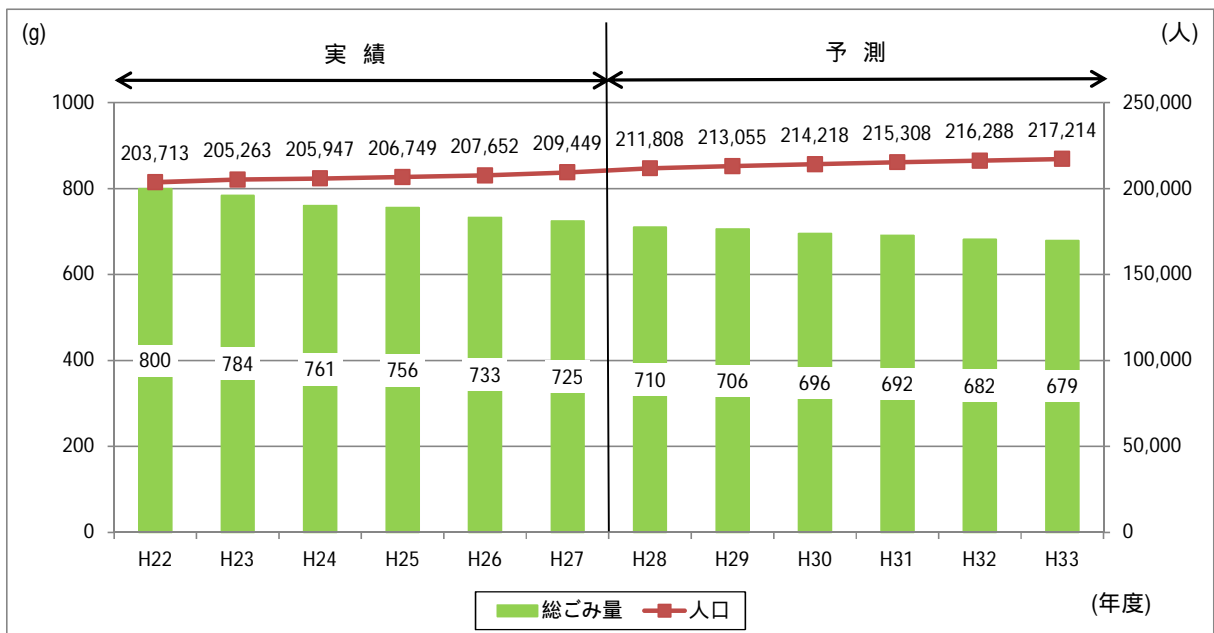
総排出量（1人1日当たり）の将来予測図



総ごみ量（1人1日当たり）の将来予測

平成27年度の総ごみ量を1人1日当たりに換算すると725gとなっており、このまま推移したと仮定すると、平成28年度では710g、平成33年度で679gとなると予測されます。

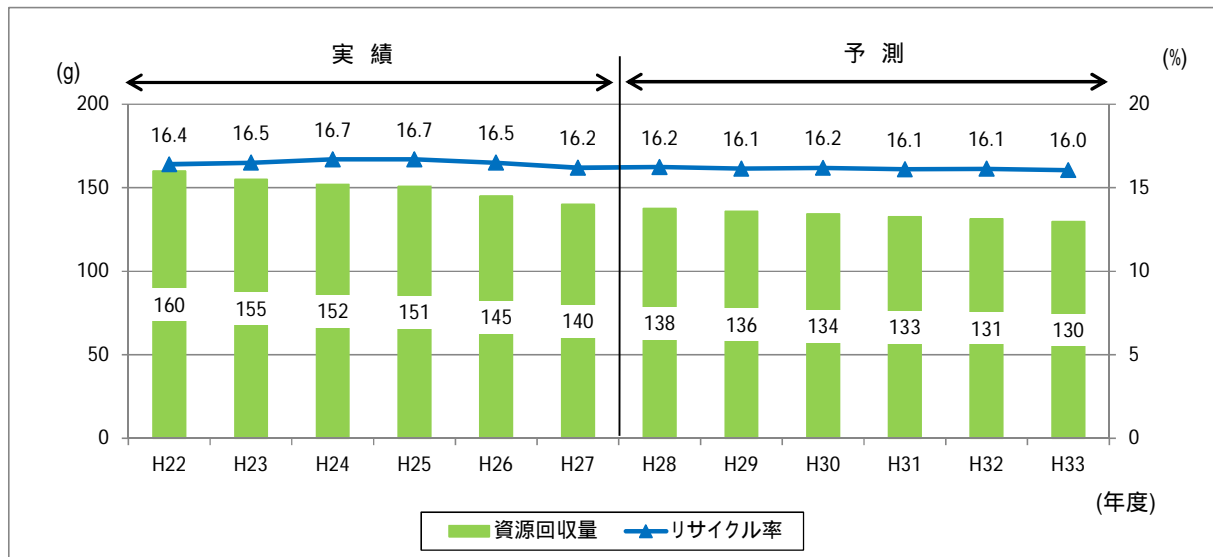
総ごみ量（1人1日当たり）の将来予測図



資源回収量（1人1日当たり）とリサイクル率の将来予測

平成27年度の資源回収量は140g、リサイクル率は16.2%となっています。1人1日当たりの資源回収量がこのまま推移したと仮定すると、資源回収量は平成28年度では138g、平成33年度で130g、リサイクル率は平成28年度では16.2%、平成33年度で16.0%となることが予測されます。

資源回収量（1人1日当たり）とリサイクル率の将来予測図



7 用語集

あ行

荒川区人口ビジョン (P33)

荒川区の人口動向分析・人口動態の推移より、人口の将来展望を平成27年1月1日現在の住民基本台帳人口をベースとして、7地区別に男女別1歳別についてコーホート要因法により、自然動態と社会動態に分けて平成72年(2060年)1月1日までの将来推計を行ったもの。

あら！もったいない協力店 (P38)

荒川区内で食品ロス削減に取り組む飲食店及び食事を提供する宿泊施設などの事業者。小盛メニューの提供や、料理提供時食べ切りの声掛け、食べ切りの啓発、未使用食品を廃棄しない取組等を行っている飲食店を募集し、区報や区ホームページ等でのPRや、協力店ステッカーの配付などを行う。

荒川もったいない大作戦

平成28年度より開始した、食品ロス(食べることができたのに捨てられてしまう食品)を減らすための取組。小学生向けパンフレットの配付、保育園・幼稚園向け紙芝居の作成、本事業の趣旨に賛同し食品ロス削減に取り組む事業者(あら！もったいない協力店)の募集などを行っている。

あわせ産廃 (P5)

区市町村等が必要性を認めた場合に、一般廃棄物とあわせて処理することが許される産業廃棄物のこと。通常の産業廃棄物とは異なり、本計画の対象範囲に含まれる。

一般廃棄物 (P2ほか)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)では、廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物の2つに分類している。一般廃棄物とは「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されている。具体的には主に家庭から排出される生ごみ、粗大ごみ、し尿や事業所から排出される産業廃棄物(法令でその事業者が処理することを義務付けられている燃え殻・汚泥・廃油・廃プラスチック類・ゴムくずなどの20品目)以外の廃棄物をいう。

一般廃棄物処理基本計画 (P2ほか)

廃棄物処理法第6条では、「市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(発生量及び処理量の見込み、排出の抑制のための方策に関する事項等)を定めなければならない」と規定されている。

エコセメント

エコセメントとは、私たちの生活から出るごみを清掃工場で焼却した際に発生する焼却灰や汚泥等の各種廃棄物を主原料とした新しいセメント。エコセメントを有効活用することにより、廃棄物を再資源化してごみ処理負荷を軽減することができる。

エコノミックリサイクル (P42)

東京商工会議所荒川支部が実施している事業者向けの古紙リサイクルシステム。コピー用紙、新聞紙、段ボール、その他紙製容器包装等を安価な金額で回収し、資源を有効活用している。

か行

紙製容器包装類（P 3 2 ほか）

リサイクルできる紙類のうち、雑誌や新聞・段ボール・アルミ不使用の飲料用紙容器（牛乳パックなど）を除いたもの。紙袋・お菓子等の紙箱・包装紙等がある。

カレット

空きびんを砕き、ガラスびんの原料として再利用したもの。現在利用率が約 80% に達している。天然資源の節約や原料のガラス溶解炉で熔融時間減少により、原料を 100%カレットにした場合、約 25%の CO₂の排出量が削減できる。

小型家電リサイクル法（P 1）

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。

コーホート要因法

将来推計人口における推計方法の一つで、年齢別人口の加齢にともなって生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、及び人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法。

さ行

再資源化（リサイクル）（P 1 ほか）

廃棄物となったものの全部又は一部を、もう一度資源として生かして使うこと。例えば、古紙など資源回収に出したり、再生品を使ったりすること。

再使用（リユース）（P 1 ほか）

いったん使用された製品や容器等を捨てずに再び使うこと。または製品の一部を部品やその他の製品の一部として使用すること。

30・10運動（サンマル・イチマルうんどう）（P 3 8）

会食や宴会などで乾杯後の30分間と、閉会前の10分間は席を立たずに料理を楽しむことにより、食べ残しを減らす運動。

食品ロス（P 2 ほか）

食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。世界では、生産量の約3分の1である13億トンの食糧が毎年廃棄されている。国内（平成25年度）では、事業者からは806万トン、家庭からは870万トンの家庭系廃棄物が発生しており、そのうちの632万トンが可食部分（食べ残し、過剰除去等）と言われている。

3R（スリーアール）（P 1 ほか）

循環型社会形成推進基本法（平成12年）では、循環型社会の実現に向けた、市民・事業者・行政の三者が協力して、廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方を表すもの。発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再資源化（Recycle：リサイクル）の頭文字をとって、3Rとしている。

サーマルリサイクル（P11）

廃プラスチック等を焼却させることにより発生する熱エネルギーを回収する方法。熱回収ともいう。回収されたエネルギーは、発電や冷暖房及び温水などの熱源として利用する。

集団回収（事業）（P3ほか）

資源の回収に関し、町会が主体となった自主的な集団回収を区が支援する仕組みのこと。現在は120町会のうち119町会が集団回収事業を実施し、当該地域における資源の行政回収を停止した。

循環型社会（P1ほか）

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。

まずは製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のこと。

循環型社会形成推進基本計画（P1）

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの。本計画は概ね5年ごとに見直しを行うものとされ、平成25年5月に第三次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定された。

食品リサイクル法（P1）

正式名称は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律。趣旨は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進する。

水銀に関する水俣条約（P2）

水銀および水銀を使用した製品の製造と輸出入を規制する国際条約。地球規模の水銀及び水銀化合物による汚染や、それによって引き起こされる健康及び環境被害を防ぐため、国際的に水銀を管理することを目指すものである。

2013年1月19日にジュネーブで開かれた国際連合環境計画(UNEP)の政府間交渉委員会にて、名称を「水銀に関する水俣条約」とすることを日本国政府代表が提案し、全会一致で名称案を可決し、92ヶ国（含むEU）が条約への署名を行った。条約は熊本県で2013年10月19日に採択・署名された。

た行

中間処理（P3ほか）

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎や選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らしたり再資源化を行うことで、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。

回収した資源については、圧縮・破碎・梱包等を行い、資源の堆積と重量を減らし、再資源化しやすいように処理すること。

中央防波堤埋立処分場

東京都区部の東京湾内に位置する埋立地。東京23区のごみを埋め立てる最終処分場となっている。現在埋立が可能な処分場は中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場のみとなり、埋立可能年数が残り50年とされている。

東京二十三区清掃一部事務組合（P2ほか）

23区が、都区制度改革の一環である清掃事業の移管に際し、平成12年4月1日に、可燃・不燃・粗大ごみの中間処理及びし尿の下水道の投入について共同処理を行うために設立した特別地方公共団体。「清掃一組」とも略される。

登録制

事業系資源を区が回収する場合の制度。事業者が区の資源回収を利用する際には、荒川清掃事務所で事前に登録を行ったうえで、資源回収時にごみ処理券を貼付し出す必要がある。家庭系資源とは異なり戸別に回収する。

な行

生ごみ処理機（P36ほか）

食品残さなどの生ごみを減量したり、堆肥化する機器のこと。処理槽内で微生物によって生ごみを分解するものや、電気による温風等で生ごみを乾燥させ、体積を大幅に減量させるものなどがある。

は行

廃食油（P3ほか）

使用済みの食用油のこと。廃食油をリサイクルすることにより、軽油の替わりとなるバイオディーゼル燃料（BDF）にすることができる。

廃棄物管理責任者

多量排出事業者から発生する事業系一般廃棄物の管理について権限を有する者を選任し、減量化、資源化及び適正処理に関する業務の担当者をいう。荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第52条では、「事業用大規模建築物（事業用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上の建築物）の所有者は、再利用を促進する等により、事業系一般廃棄物の減量を始め、廃棄物管理責任者を選任し、区長に届け出る義務」が規定されている。

また、「荒川区事業用建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱（対象）第2条」では、事業用大規模建築物（事業用途に供する部分の延べ床面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の建築物）の所有者に対し、廃棄物管理責任者を選任するよう規定している。

廃棄物処理法（P5ほか）

正式名称は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律。廃棄物の排出抑制、適正な処理（運搬、処分、再生など）生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として、廃棄物の定義、廃棄物処理業者に対する許可、廃棄物処理施設の設置許可、廃棄物処理基準の設定などを規定している。

排出事業者責任（P 5 1）

廃棄物処理法第3条に規定される、「事業者が、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない」こと。自己処理責任ともいう。

発生抑制（リデュース）（P 1 ほか）

ごみになるものを作らない、売らない、買わないなどによりごみの発生そのものを抑制すること。リユース、リサイクルよりも優先される考え方

フードドライブ（P 3 7）

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄りそれらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のこと。

フードバンク

食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動または団体のこと。

ふれあい指導（P 4 8 ほか）

ごみの排出ルールなどが守られない問題のある集積所について、その地域の区民の方と話し合いながら、ごみの適正な排出の推進や集積所の美化などに取り組む適正なごみの出し方の指導のこと。

ま行

マイ箸・マイボトル（P 8 ほか）

外出時に、持参することにより、割り箸やペットボトルなどの排出を抑制することができる、洗って繰り返し使える箸や水筒などのこと。

マイバッグ（P 8 ほか）

買い物の時に、レジ袋等を使う代わりに買ったものを入れる、環境にやさしいバッグのこと。

持込ごみ（P 1 1 ほか）

事業者が自ら又は許可業者に委託し清掃工場等に搬入する事業系のごみのこと。

もったいないレシピ（P 3 7）

余った食材を捨てずに、有効に使えるレシピ（調理法）のこと。応募したレシピ等は、区報（環境・清掃特集号）等で紹介している。

や行

容器包装リサイクル法（P 1 ほか）

正式名称は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律。容リ法とも略される。家庭から出るごみの約6割（容積比）を占める容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて、資源の有効活用の確保を図る目的で制定された。

溶融スラグ

ごみを焼却した後に発生した焼却灰等の灰を、1,200度以上の高温で溶融し、急速に冷却してガラス状にしたもの。溶融処理をすることで、容積が灰の2分の1となる。また、ダイオキシン類も分解されており、建設資材や路盤財等として有効に利用できる。

5行

レアメタル

「地球上の存在量が稀であるか、技術的・経済的な理由で抽出困難な金属」のうち、工業需要が現に存在する（今後見込まれる）ため、安定供給の確保が政策的に重要であるもの。

例えば、家電等に含まれるニッケルや電池等に含まれるコバルトなどがある。